

鳩ヶ谷市合併推進市民の会会則の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

会の組織、会費、役員構成及び役員任務をより明確にするため改正を行う。

2 改正の内容（下線部分は改正箇所）

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 市民の会は、前条の目的に賛同する市民（以下「会員」という。）をもって組織する。</p> <p>(会費) 第5条 会員は、年会費500円を納入しなければならない。</p> <p>(役員構成) 第6条 市民の会に次の役員を置く。 (1) 代表 (2) 副代表 (3) 会計 (4) 監事</p> <p>(役員任務) 第8条 市民の会の役員任務は次のとおりとする。 (1) 代表は本会を代表し、会務を総理する。 (2) 副代表は代表を補佐する。 (3) 会計は、本会の収入支出に係る一斉の出納事務を行う。 (4) 監事は、本会の会務及び会計内容を監査し、その結果の報告を行う。</p>	<p>(組織) 第3条 市民の会は、前条の目的に賛同する<u>個人</u>（以下「会員」という。）をもって組織する。</p> <p>(会費) 第5条 会員は、<u>入会金</u>500円を納入しなければならない。</p> <p>(役員構成) 第6条 市民の会に次の役員を置く。 (1) 代表 <u>(2) 代表代理</u> <u>(3) 副代表</u> <u>(4) 会計</u> <u>(5) 監事</u></p> <p>(役員任務) 第8条 市民の会の役員任務は次のとおりとする。 (1) 代表は本会を代表し、会務を総理する。 <u>(2) 代表代理は、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときに、その職務を代理する。</u> <u>(3) 副代表は代表を補佐する。</u> <u>(4) 会計は、本会の収入支出に係る一斉の出納事務を行う。</u> <u>(5) 監事は、本会の会務及び会計内容を監査し、その結果の報告を行う。</u></p>

附 則

1 この会則は、平成20年2月16日から施行する。

2 平成20年2月15日までに納入された会費は、入会金とみなす。